



Japan Color 認証マーク使用ガイドライン

一般社団法人日本印刷産業機械工業会

目 次

1. Japan Color 認証マークの定義と商標権	1
1-1 Japan Color 認証マークの定義.....	1
1-2 商標権.....	1
2. Japan Color 認証マーク表示条件	1
2-1 名刺.....	1
2-1-1 名刺への表示.....	1
2-1-2 名刺表示の該当者.....	2
2-2 クライアント納品物.....	2
2-2-1 クライアント納品物への表示方法.....	2
2-2-2 クライアント納品物への掲載条件.....	2
2-3 プルーフ機器.....	2
2-4 ホームページ等.....	3
3. その他	3
4. 附則	3

1. Japan Color 認証マークの定義と商標権

1-1 Japan Color 認証マークの定義

Japan Color 認証マークは、「図表 1-1 Japan Color 認証マーク」に示すように左側の「JC」の図の部分と「Japan Color」の文字の双方により構成されます。

詳しい利用方法については、別紙「Japan Color 認証マークデザインガイドライン」を参照してください。

図表 1-1 Japan Color 認証マーク



1-2 商標権

「Japan Color」及び「ジャパンカラー」は、一般社団法人日本印刷産業機械工業会及び社団法人日本印刷学会の登録商標（登録第5270852号）です。

また、Japan Color 認証マークは、一般社団法人日本印刷産業機械工業会の登録商標（登録第5293700号）です。

これらの商標を使用するためにはしるべき許可が必要です。未許可での使用は商標及び著作権を侵害する行為として禁止されています。Japan Color 認証マーク使用に当たっては、一般社団法人日本印刷産業機械工業会が定めたルールやガイドラインに従い、一般社団法人日本印刷産業機械工業会の許可を得た上で使用しなければなりません。

2. Japan Color 認証マーク表示条件

ここでは Japan Color 認証マークの表示可能対象物とその表示方法等について記載します。

2-1 名刺

2-1-1 名刺への表示

名刺への Japan Color 認証マークの使用にあたっては、原則として、認証名、認証番号及び認証取得組織名（企業名、工場名等）の併記が必要となります。

特に複数の支店及び工場等が存在する場合は、企業名と認証取得組織名（工場名等）を表示して下さい。詳しくは、別紙「Japan Color 認証マークデザインガイドライン」を参照して下さい。

なお、プルーフ機器認証の場合は、認証を取得しても名刺への表示は認められません。

2-1-2 名刺表示の該当者

下記の条件に合致する場合に利用可能です。

- ①認証取得組織の取締役、執行役員及び従業員等。認証取得組織が工場等の場合は、当該工場等の取締役、執行役員及び従業員等。
- ②本社の営業担当者等、認証取得組織の印刷物の営業に関わる者は利用可能です。

2-2 クライアント納品物

2-2-1 クライアント納品物への表示方法

クライアント納品物（印刷物等）への Japan Color 認証マークの使用にあたっては、原則として認証名の併記が必要となります。

また、認証基準に適合している印刷部分（ページ）の表示が必要となります。

詳しくは、別紙「Japan Color 認証マークデザインガイドライン」を参照して下さい。

2-2-2 クライアント納品物への掲載条件

(1) 標準印刷認証・マッチング認証取得の場合

標準印刷認証、マッチング認証においては、下記の条件に合致する場合、クライアント納品物への表示が可能です。

- ①認定工場で印刷された印刷物であること。
- ②認証基準に適合していること。
- ③顧客からの要望に応じて CMYK ベタ部の L*a*b*値の記録を提出できるようにすること。また、CMYK ベタ部の L*a*b*値は認証基準内であること。

(2) プルーフ運用認証取得の場合

プルーフ運用認証においては、下記の条件に合致する場合、クライアント納品物への表示が可能です。

- ①プルーフ運用認証取得済みのプルーフ機器、または同等の管理を行っている代替機で出力したものであること。
- ②プルーフ運用認証取得時の RIP で出力したものであること。
- ③適切な用紙を使用していること。
- ④原則として、Japan Color control strip(54 色)パッチの値が、認証基準値と比較して a)b)の基準を双方とも満たすこと。
 - a)最大 $\Delta E \leq 6$
 - b)平均 $\Delta E \leq 3$
- ⑤最大 ΔE 及び平均 ΔE について記録を残すとともに、要望に応じてクライアントにも提出すること。

2-3 プルーフ機器

プルーフ機器認証及びプルーフ運用認証を取得したプルーフ機器及び同等の管理を行って

いる代替機への表示が可能です。

プルーフ機器への Japan Color 認証マークの使用にあたっては、原則として、認証名、認証番号の併記が必要となります。併記の方法について、詳しくは、別紙「Japan Color 認証マークデザインガイドライン」を参照して下さい。

2-4 ホームページ等

以下について、いずれの場合も Japan Color 認証マークの使用にあたっては、原則として認証名、認証番号と取得組織名（企業名、工場名等）の併記が必要となります。

- ・ 自社ホームページ
- ・ 自社パンフレット（製品パンフレットを含む）
- ・ 自社の PR ポスター
- ・ 自社の PR チラシ
- ・ 自社の販促物

標準印刷認証、マッチング認証及びプルーフ運用認証については、原則として認証取得組織においてのみホームページ等への表示が可能です。

プルーフ機器認証においては、原則として認証取得プルーフ機器メーカー、RIP メーカー、用紙メーカー及び認証申請組織においてホームページ等への表示が可能です。

3. その他

その他の Japan Color 認証マークの使用に関しては、「Japan Color 認証マーク利用申請書兼許可書」に必要事項をご記入の上、下記までメールにてご連絡ください。

一般社団法人 日本印刷産業機械工業 (JPMA) Japan Color 認証制度事務局
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
Tel : 03-6809-1617
Fax : 03-6809-1618
e-Mail : jc@jpma-net.or.jp

4. 附則

本ガイドラインは、平成 23 年 12 月 26 日から施行します。

**Japan Color 認証マーク
利用申請書兼許可書**

一般社団法人日本印刷産業機械工業会
Japan Color 認証制度事務局 殿

<申請者>

会社名

部署・役職

氏名

㊞

住所

TEL

FAX

E-mail

所属長

㊞

Japan Color 認証マークの利用を下記のとおり申請します。

Japan Color 認証マークの利用に際しては、一般社団法人日本印刷産業機械工業会が定めたルールやガイドラインに従い、一般社団法人日本印刷産業機械工業会の指示に従います。

なお、当方の故意又は重大な過失により、Japan Color 認証マークの使用を誤った場合は責任を持って対応致します。

記

1. 利用申請提出日 平成 年 月 日

2. 利用目的、利用内容（具体的にお願いします）

※注意事項 この申請書の記載事項に変更を生じる場合、または生じた場合はすみやかに届け出てください。

【利用目的】

【利用内容】

3. 添付資料（具体的イメージの分かる資料を必ず添付してください。例えば、PDFファイル、その他画像データ等）

利用許可書

平成 年 月 日

上記の通り許可いたします。

一般社団法人日本印刷産業機械工業会

改定履歴

版数	制定日	施行日	改定内容
第1版	平成23年 5月18日	平成23年 6月1日	全面改正に伴い改定第1版とする。
第2版	平成23年 9月1日	平成23年 9月1日	マッチング認証、プルーフ機器認証及びプルーフ運用認証に関する掲載方法及び掲載条件等を追加。
第3版	平成23年 12月1日	平成23年 12月1日	標準印刷認証、マッチング認証、プルーフ機器認証、プルーフ運用認証の各々の表示方法を追加。
第4版	平成23年 12月26日	平成23年 12月26日	「2-2-1 クライアント納品物への表示方法」において、クライアント納品物（印刷物等）への Japan Color 認証マークの使用にあたっての表示方法の変更。